

一 法律家から見た科学教育

弁護士 中村多美子

このコメントは、教育を業務とせず、また、科学も業務としない、一介の弁護士である私から、みなさんへのお願いである。

正直なところ、私は教育とはどのような営みなのかわからない。これは、科学という営み以上に、私にとっては理解困難なものである。一応、私は、高校までの学校教育、そして、大学、司法研修所で、専門的な教育課程をおさめたことになっている。特に大学では、国語の教員資格を取得するため、国語科教育法を履修し、教育実習もした。他方で、自学自習を旨とする京都大学での学生生活は、まさに放し飼いで、好奇心の赴くままに過ごした記憶しかない。法学部では卒論を書くことはなかった。正直言うと、法学の授業にはほとんど出なかった。出席したのは、最低限の体育と語学以外には、力学、電磁気学、認知科学、無機化学、有機化学に情報処理実習。それでも、大学で「習った」ことで何か覚えていることがあるかと言われれば、全くこれが記憶にない。マクスウェルやシュレディンガーと戯れた痕跡の伺える大学時代の自分のノートを見ても、今はさっぱり思い出せない。それどころか、弁護士として10年余を経た今となっては、二次方程式の解の公式さえも忘却のかなたである。法律のことは勉強しただろうと言われても、それは司法試験だけのことで、法律学は学問なのかという大それた疑問は今もきえない。そうして振り返ってみると、大学で何を学んだのかと問われれば、何も学ばなかったということになるのであろう。

最近になって、いろいろと研究活動らしきことに関わるようになったため、論文まがいの作文を書くようになったが、研究者からみると、私の作文は、「学術論文」としての体をなしていないと指摘される。国内外の文献の引用の仕方は作法にかなってないし、論理構成もいい加減。今でも、自分の考えていることを学術的な作法で「論文」に書け、と言われると、2、3ヶ月は憂鬱でならず、全く筆が進まない。大学卒業時に備えているべき「学士力」には到底及ばないレベルらしいが、私には、「学士力」が何だったのかとうとう大学時代はわからずじまいだった（今でもわかっているとは言い難い）。

学校時代も大学入学以降も、私の出会った教師達は、彼らから見て私が知っておくべきだと考えることは教えてくれたが、それは私が知りたいことではなかった。それに、なぜそれを教師達が知っておくべきと考えたのか、当時の私は知ることもなかった。教師達がなぜそう考えたのか、少しは想像できるようになったのは、教育と呼ばれるプロ

セスを終え、専門家と呼ばれるようになってから、ずいぶん後のことである。

私が受験した当時の司法試験は、資格制限のない試験一本勝負の時代だった。だから、司法試験に合格するのに「学士力」などというものは関係なかった（と思っている）。どうにか合格して弁護士になった後も、法の領域において、科学的議論とされているものの不可思議さは解消できない。法とは何か。科学とは何か。二つの領域が形成した知見は協働しうるのか。こうした疑問を抱えながら、今に至っている。

新しい知見は常に更新されていくのに、教育課程を終えた私達には、それを学ぶチャンスは限られている。専門家と呼ばれる特権的分野の中では、よほど意識していないと専門外分野の発展を知ることは難しい。しかし、専門家が責任を負う社会の現場は、私達の自発的な「気づき」を待ってはくれない。

法律実務家は、ショッキングなほど科学的素養を欠いている（私を例に取れば、おそらく、アカデミックな基礎的素養も欠いている）。それでいて、法廷の現場には科学の問題が絶えず持ち込まれる。科学技術が高度に発展するにつれ、社会とコンフリクトする最先端科学技術の問題は増えていく。そうした問題に、法的意思決定を行う一つの場が法廷である。しかしながら、法廷で繰り返される法の議論は、科学の本質から乖離しているように思えてならない。

法律家に科学的リテラシーが欠けている、と批判するのは容易である。これから数十年をかけて、そうした法律家が要請されないよう教育課程を見直すのも大事なことだろう。しかし、現に今、直面している問題をそのままにしているいいものであろうか。

法律家を含む一般的市民に対し、広汎な領域の科学的知識を教えることなど果たして可能なのであろうか。教育課程で無理に教え込んだとしても、表層的な知識は失われていくだけではないのか。

社会の様々な階層がその時々で必要としている科学的知識は、普遍ではない。むしろ、分野の重要さには差違があり、理解の深度においても差違がある。しかし、そうしたニーズを「教育」を業とする人々に伝えていくことは意外と困難である。なぜなら、「教育」者は、時にこちらのニーズにおかまいなく、彼らが「大事だと思っていること」を伝えようとするからである。しかも、なぜそれが教育を受ける者にとって大事か、ということ伝えることは、さらに少ないように思う。加えて、「教育」の議論が対象としているのは、多くの場合、教育課程の最中にある者であるが、社会人、特に「専門家」と呼ばれる人が、社会の情勢に応じて新しく知識を更新するためのノウハウはどうあるべきなのだろうか。

法律家にとって、最低限必要な科学的知識とは何かを考えると、科学教育者との双方向的なコミュニケーションと協働はかせないと感じている。

最後に、アインシュタインの格言の中から、私のお気に入りを引用したい。

Education is what remains after one has forgotten everything he learned in school.

By Einstein